

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量

| | | | |
|----|-------------------|---------------------------|----------|
| | 平成 11 年 12 月 16 日 | 大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省 | 告示第 19 号 |
| 改正 | 平成 12 年 12 月 27 日 | 大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省 | 告示第 11 号 |
| 改正 | 平成 13 年 11 月 9 日 | 財務省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省 | 告示第 11 号 |
| 改正 | 平成 14 年 11 月 29 日 | 環境省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省 | 告示第 9 号 |
| 改正 | 平成 14 年 11 月 29 日 | 財務省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省 | 告示第 9 号 |
| 改正 | 平成 15 年 12 月 10 日 | 環境省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省 | 告示第 8 号 |

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十三条第二項第三号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 特定分別基準適合物 | 量(千キログラム) |
|---|---------------|
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省令第一号。 以下「規則」という。)第四条第四号に規定する分別基準適合物 | 1 6 6 , 6 5 9 |
| 規則第四条第六号に規定する分別規準適合物 | 9 8 , 2 9 6 |

(注)表中「量」は平成 16 年 4 月 1 日より適用されます。